

# 横須賀市社会的養育推進計画

(案)

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨 .....	1
2. 基本理念 .....	3
3. 計画の位置付け .....	3
4. 計画期間 .....	4
5. 計画の目標値 .....	4

## 第2章 社会的養育を取り巻く環境

1. 社会的養育に係るデータ .....	5
(1) 総人口及び18歳未満人口 .....	5
(2) 児童虐待相談受付状況 .....	5
(3) 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議におけるサポートチーム会議 開催数 .....	6
(4) 一時保護した子どもの数 .....	6
(5) 児童養護施設等定員数、里親登録数 .....	7
(6) 特別養子縁組関係 .....	7
(7) 代替養育を必要とする子どもの数 .....	8
(8) 里親等委託率 .....	8

2. 社会的養育に関するアンケート	9
(1) アンケート対象	9
(2) 実施方法・期間	9
(3) 主な質問項目	9
(4) アンケート回収結果	10
(5) 主なアンケート結果	10
3. 前期計画の検証と、中期・後期計画の方向性	14
(1) 前期計画の検証	14
(2) 今後の代替養育を必要とする子どもの数について	15
(3) アンケート結果から見えること	15

### 第3章 社会的養育推進に関する方向性と取り組み

1. 社会的養育の方向性	16
(1) 里親等委託の方向性	16
(2) 児童養護施設等の方向性	17
(3) 今後の里親等委託率、児童養護施設等の定員等について	18
2. 社会的養育推進に向けた取り組み	19
(1) 虐待の発生予防	20
(2) 子ども主体の生活体制の構築	24
(3) 自立支援、アフター・ケア	29
(4) 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実	32

## 第4章 計画の進行管理等

1. 評価指標 .....	34
2. 進行管理 .....	34

### 資料編

1. 社会的養育推進計画策定体制 .....	35
(1) 社会的養護推進計画策定検討部会審議経過 .....	35
(2) 社会的養護推進計画策定検討部会構成員 .....	35
(3) 児童福祉審議会条例 .....	36
(4) 社会的養護推進計画策定検討部会細則 .....	38
2. パブリック・コメント手続の結果概要 .....	39
3. 用語集 .....	40
(1) 全般 .....	40
(2) 施設種別 .....	41
(3) 里親種別 .....	42

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の趣旨

### (1) 当初計画の策定

本市は国が平成23年7月に示した「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、平成27年2月に、平成27年度～令和11年度の15年を計画期間とする「横須賀市社会的養護推進計画」を策定しました。

「横須賀市社会的養護推進計画」では、里親・ファミリーホームへの委託率（以下「里親等委託率」と言います。）の目標について、代替養育を必要とする子ども全体の1/3とした上で、施設養護から家庭的環境での養育を主にした体制に転換させるため、施設の小規模化・地域分散化を推進し、併せて里親やファミリーホームによる養育（家庭養護）を推進すること、さらには社会的養護を市民全体で担っていく風土を醸成していくことを目標とし、取り組んできました。

### (2) 児童福祉法等の改正

一方、平成28年の児童福祉法の改正では、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正されるなど児童福祉法が抜本的に改正され、「子どもが権利の主体」、「子どもの最善の利益の実現」、「家庭養育優先（家庭での養育が原則であり、これが困難の場合、養子縁組や家庭と同様の環境で養育する里親・ファミリーホームでの生活）」が明記されました。

また、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正では、在宅での養育環境改善のため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等が図られました。

### (3) 国が示す方向性

この改正に基づき、平成29年8月に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」では、子ども家庭支援の体制の構築や児童相談所改革等に加え、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、乳児院、児童養護施設等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援など、平成28年改正児童福祉法の理念などを具体化するとともに実現に向けた改革の行程が示されました。また、数値目標として、里親等委託率について

は、「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率を75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」とする高い目標が示されました。

これらの理念や方向性の実現に向け、既存の計画の全面的見直しにあたり、国は平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を示しました。この策定要領では地域の実情を踏まえつつも児童福祉法の理念や国における目標を念頭に置き、具体的な数値目標と達成期限を設定し、取り組みを強化することとしています。

#### **(4) 横須賀市社会的“養育”推進計画の策定**

今回、本市においては、「横須賀市社会的養育推進計画」の中期計画(令和2年度～令和6年度)、後期計画(令和7年度～令和11年度)として、改定版を策定しました。

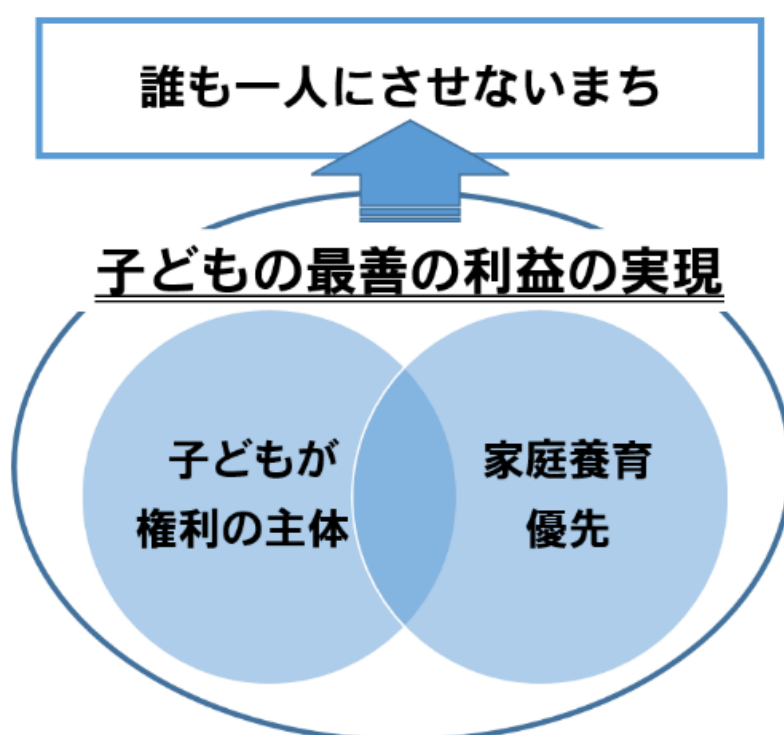
策定にあたっては、社会の介入ニーズの度合いが大きい子どもに限らず、子ども家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実がより求められていることから、国同様に名称を「横須賀市社会的“養育”推進計画」に変更しています。

また、本計画では、当事者の声を反映させるため、児童養護施設、里親・ファミリーホームで生活をしている子どもと、以前に児童養護施設、里親・ファミリーホームで生活をしたことがある者にアンケートを行い、生活の状況等の把握をしました。

## 2. 基本理念

本市の総合計画である「横須賀再興プラン」及び地域福祉の理念である「横須賀市地域福祉計画」で掲げる「誰も一人にさせないまち」を実現するため、改正児童福祉法の3つの基本理念「子どもが権利の主体」、「子どもの最善の利益の実現」、「家庭養育優先」のもと、児童相談所を設置する中核市として虐待予防対策から自立支援まで、地域に根付いた、切れ目のない支援を行います。

《イメージ図》



## 3. 計画の位置付け

子ども・子育て支援法に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画（横須賀子ども未来プラン）と整合性を図りながら取り組みを進めていきます。

## 4. 計画期間

平成27年2月に策定した「横須賀市社会的養護推進計画」の中期（令和2年度から令和6年度）、後期（令和7年度から令和11年度）計画として、各期ごとに取り組みを定めるとともに、5年ごとに見直しを行います。

## 5. 計画の目標値

基本理念として掲げる、家庭養育優先の一つである里親・ファミリーホームへの委託の推進について、改正児童福祉法の趣旨は理解するものの、過度に施設を小規模化させると、今まで培ってきた施設の組織力と専門性が弱まることが懸念されます。また、従来の周知・啓発では里親の登録数がなかなか増えないという課題もあります。さらに、代替養育を必要とする子どもの中で、病虚弱等児童または特別な支援を要する子どもも決して少なくありません。そのことから、委託先を検討するにあたっては、子ども一人一人の特性を十分に見極めることが最も重要であり、現実を見据えた本市の里親等委託率について、計画期間終了となる令和11年度の目標を45%と決めました。

しかしながら、従来20%前後で推移してきた里親等委託率を2倍以上に引き上げることは、大いなる工夫と努力が必要となります。目標を達成するため、里親会等と連携し、里親制度の広報啓発活動に積極的に取り組んでいきます。

また、社会的養護の中心を担ってきた施設の小規模化・機能転換を行うとしても、施設側の理解と連携が大変重要となります。

本市としては、本計画に基づき、各種施策を推進するところではありますが、施設・里親・行政の各部門等の関係者がしっかりと連携していくことが必要となります。仮にも、連携が十分でなく、どこかに無理が生じると「子どもの最善の利益の実現」が後退することになりかねません。

そのため、本計画の各取り組みの実施にあたっては、国や県内の児童相談所設置区市の動向等を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを含めて、柔軟に対応していくことが必要であると考えています。



## 第2章 社会的養育を取り巻く環境

### 1. 社会的養育に係るデータ

#### (1) 総人口及び18歳未満人口

本市の総人口、18歳未満人口共に、減少傾向が続いています。

図表2-1 本市の人口推移

(単位 人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
総人口	426,099	425,258	423,821	420,997	422,107	418,621	415,862	412,310	409,891	406,207
18歳未満人口	66,062	65,401	64,950	64,136	63,409	62,243	61,091	59,919	58,785	57,264
0歳から2歳	9,760	9,537	9,336	9,058	8,963	8,583	8,288	8,173	8,003	7,694
3歳から5歳	10,497	10,178	10,073	10,013	9,710	9,475	9,274	9,092	8,797	8,520
6歳から17歳	45,805	45,686	45,541	45,065	44,736	44,185	43,529	42,654	41,985	41,050

住民基本台帳登録人口（各年度4月1日現在）

#### (2) 児童虐待相談受付状況

児童虐待に係る相談件数は、右肩上がりが増加しており、平成21年度と比べて平成30年度は約3倍となっています。

図表2-2 児童虐待相談受付件数推移

(単位 回)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童相談所	274	290	386	475	487	616	572	635	611	719
こども青少年支援課 こども健康課	-	77	74	69	43	47	71	84	75	96
合計	274	367	460	544	530	663	643	719	686	815
児童相談所 相談受付総数	958	1,028	1,118	1,255	1,113	1,324	1,221	1,293	1,198	1,420

横須賀市児童相談所事業概要、こども青少年支援課 こども健康課の数は「福祉行政報告例」報告数

### (3) 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議<sup>1)</sup>におけるサポートチーム会議開催数

開催数は、減少した時期もありますが、ここ数年でまた増加傾向となっています。

図表2-3 サポートチーム会議開催件数推移

(単位 回)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
開催数	186	229	247	234	200	167	156	183	217	229

横須賀市児童相談所事業概要

### (4) 一時保護した子どもの数

一時保護をした子どもの人数については、一旦減少の時期もありましたが、平成30年度においては過去最大の人数となっています。

図表2-4 一時保護件数推移

(単位 人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実人数	136	170	173	228	162	178	187	236	208	239
延人数	5,972	7,443	7,306	9,706	7,885	7,158	8,451	9,139	6,811	6,260
1日当たり 人数 <sup>2)</sup>	16.4	20.4	20.0	26.6	21.6	19.6	23.1	25.0	18.7	17.2
1人当たり 日数 <sup>3)</sup>	43.9	43.8	42.2	42.6	48.7	40.2	45.2	38.7	32.7	26.2

横須賀市児童相談所事業概要

<sup>1)</sup> 児童福祉法に規定されている「要保護児童対策地域協議会」に位置付けしている本市の会議であり、このうち、個別の支援対象児童等に関する具体的な支援策を検討する場

<sup>2)</sup> 延人数/365

<sup>3)</sup> 延人数/実人数

## (5) 児童養護施設等定員数、里親登録数

児童相談所開設年度の平成18年度は、児童養護施設が1施設あり、その後、平成23年度に児童養護施設と乳児院を各1施設新設しています。

里親については、神奈川県児童相談所から14組を引き継ぎ、ファミリーホームについては、平成22年度と平成23年度に1か所ずつ設置しています。

図表2-5 代替養育供給量（児童養護施設等定員及び里親登録数・ファミリーホーム定員）

(単位 人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童養護 施設定員	85	85	125	120	120	120	120	118	115	111
乳児院定員	-	-	25	19	19	19	19	19	19	19
里親登録数	16	17	16	18	17	20	20	25	27	29
ファミリー ホーム定員	0	6	12	12	12	12	12	12	12	12

## (6) 特別養子縁組関係

本市は平成27年度より民間あっせん団体との協働により、特別養子縁組成立に向けた取り組みを推進しています。

図表2-6 特別養子縁組の状況

(単位 人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
特別養子縁組成立数	1	4	2	3
養子縁組里親登録数	0	5	4	4

## (7) 代替養育を必要とする子どもの数

代替養育を必要とする子どもの数は、過去10年においては、145人～160人前後で推移しています。

図表2-7 代替養育を必要とする子どもの数の推移

(単位 人)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童養護 施設	122	124	127	125	116	118	114	111	96	98
乳児院	5	5	10	10	8	13	17	15	17	15
施設養育数 ①	127	129	137	135	124	131	131	126	113	113
里親	15	9	10	15	14	17	19	16	18	21
ファミリー ホーム	0	7	7	10	9	12	11	12	13	13
家庭養育数 ②	15	16	17	25	23	29	30	28	31	34
代替養育数 ①+②	142	145	154	160	147	160	161	154	144	147
児童自立支 援施設	1	4	4	7	11	5	2	1	0	1
自立援助 ホーム	0	1	2	1	0	0	1	2	1	3

横須賀市児童相談所事業概要（年度末の人数）

## (8) 里親等委託率<sup>4)</sup>

里親等委託率については、緩やかではありますが、上昇傾向にあります。

図表2-8 里親等委託率推移

(単位 %)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
里親等 委託率	10.6	11.0	11.0	15.6	15.6	18.1	18.6	18.2	21.5	23.1

横須賀市児童相談所事業概要（年度末の人数から計算）

<sup>4)</sup> (里親+ファミリーホーム) / 代替養育数

## 2. 社会的養育に関するアンケート

今回の計画策定では「子どもの権利擁護の推進」の観点が重要であることから、当事者である子どもの声を最大限反映させるため、次の要領でアンケートを行いました。

### (1) アンケート対象

- ①児童養護施設、里親・ファミリーホームで生活をしている小学校4年生以上の子ども（平成31年4月1日時点）
- ②以前に児童養護施設、里親・ファミリーホームで生活をしたことがある者（以下「施設等退所者」と言います。）

### (2) 実施方法・期間

- 現在、施設等で生活している子どもには、施設等経由でアンケートを配布し、記入した後に封をしてもらい、施設等経由で返送してもらいました。また、市へ直接提出することも可としました。
- 施設等退所者には、施設、里親等経由でアンケートを送付してもらい、施設等退所者から直接市へ返送してもらいました。
- アンケートの提出は、任意の旨を明記しました。
- 期間は平成31年4月1日（月）から4月12日（金）までとしました。

### (3) 主な質問項目

- ①基礎情報（現在の学年等）
- ②毎日の生活について
- ③施設、里親等での生活について
- ④今と異なる生活について（施設で生活している子どもには里親等について、里親等で生活している子どもには施設について）
- ⑤学校生活・学習時間・進路（アルバイト状況を含む）
- ⑥児童相談所の一時保護所について
- ⑦その他（自由記入）

#### (4) アンケート回収結果

図表2-9 アンケート配布数及び回収結果について

区 分		年 齢	配布数	回収数	回収率
①	施設で生活をしている子ども	小学校4年生から 中学校3年生	36	29	80.6%
		高校生	43	28	65.1%
		計	79	57	72.2%
②	里親等で生活をしている子ども	小学校4年生から 中学校3年生	8	8	100.0%
		高校生	8	8	100.0%
		計	16	16	100.0%
③	施設等退所者	退所者向け	31	9	29.0%
合 計			126	82	65.1%

#### (5) 主なアンケート結果

アンケート結果については、対象数が少ないこと、また、自由記入が多かったことから、一部考察を加えています。

## ①毎日の生活について

「楽しいこと・頑張っていること」について、施設で生活をしている子どもは、57人が140項目に回答、里親等で生活をしている子どもは、16人が45項目に回答がありました（複数回答可）。

また、選択項目の一つである「特にない」について、施設で生活をしている子どもは、4人が回答しました。

図表2-10 毎日の生活で楽しいこと・頑張っていること（複数回答可）

選択項目（複数回答可）	施設 （57人回答）	里親等 （16人回答）
友達と話をしたり遊んだりすること	31	12
ゲームなどで遊ぶこと	30	11
クラブ活動、学校の部活動	25	10
本やマンガを読むこと	25	5
その他	14	2
勉強（興味があることを学ぶこと、学校の復習や課題）	8	5
アルバイト（高校生のみ）	7	0
特にない	4	0
合計	144	45

## ②施設、里親等での生活について

「施設、里親等の生活で、良いこと・安心できること」について、選択項目の一つである「特にない」について、施設で生活をしている子どもは、57人中19人が回答しました（複数回答可）。

また、施設での生活においては、「ルールの厳しさ」、「相談したいが相手がない」、「職員と話したいが相談しにくい」などの回答が多く、施設内の友達と生活することを良いと思う子どもが多い一方で、子ども同士でうまくいかないこともあり、個室を希望する回答もありました。

### ③施設で生活をしている子どもから見た里親等について

施設で生活をしている子どもが、「里親等での生活で良いと思うこと」については、「家庭」、「養育里親」という決まった環境で生活できることが多数を占めていました。

一方、「里親等での生活で不安に思うこと」については、「施設の友達と生活できなくなること」、「施設の人と話や相談ができる環境が変わること」、また、自由記入では「実親と会えなくなるのではないか」といった記載も複数ありました。

### ④今後の進路について

小学校4年生から中学校3年生向けアンケートにおいて、「高校卒業後に大学や専門学校に進学したい」と回答した子どもは約35%（13人／37人）、高校生向けアンケートにおいては、約36%（13人／36人）でしたが、平成28年度から平成30年度の進学若しくは就職による施設等退所者のうち、進学の実績は15%<sup>5)</sup>（3人／20人）と低くなっています。

---

<sup>5)</sup>施設・里親等への措置費支弁実績



## ⑤児童相談所の一時保護所について

「一時保護所で良かったこと」については、「たくさんの人と生活ができた、遊べた」、「規則正しい生活ができた」などの項目に対して、82人が108項目に回答しました（複数回答可）。

図表2-11 一時保護所での生活について（良かったこと・複数回答可）

選択項目（複数回答可）	回答数 （82人回答）
たくさんの人と生活ができた、遊べた	23
規則正しい生活ができた	23
一時保護所の人に話を聞いてもらった	21
友達ができた	20
勉強ができた	17
その他	4
合 計	108

「一時保護所で嫌だったこと、辛かったこと」については、「一時保護所の決まりごと」、「知らない人との生活」、「学校に行けないこと」などの項目に対して、82人が45項目に回答しました（複数回答可）。

図表2-12 一時保護所での生活について（嫌だったこと、辛かったこと・複数回答可）

選択項目（複数回答可）	回答数 （82人回答）
一時保護所の決まりごと	17
知らない人との生活	13
学校に行けないこと	12
その他	3
合 計	45

## ⑥退所後の支援等について

自由記入において、「退所した者が集まって、悩みなどを共有できる場所があると良い」、「仕事でつまずいたときに気軽に相談できる場所が欲しい」との意見がありました。

## 3. 前期計画の検証と、中期・後期計画の方向性

### (1) 前期計画の検証

横須賀市社会的養護推進計画では、平成27年度から令和元年度を前期と定め、「人材育成」、「本体施設」、「里親・ファミリーホーム」の分野ごとに取り組みを進め、毎年度進行管理を行ってきました。

目標値として掲げた里親等委託率については、令和元年度末で「18%程度」を目標としていましたが、平成30年度末で約23%となり、すでに目標を達成しています。

しかし、中期・後期計画では、新たに高い目標値を設定しているため、今までの取り組みを継続しつつも、さらに一歩進んだ取り組みが必要となってきます。

## (2) 今後の代替養育を必要とする子どもの数について

国が定めた推計方法は、今後の人口推計と代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む）を勘案して推計することになっています。

代替養育が必要となる割合については、児童相談所における相談対応件数の伸び率、一時保護の子ども数、要保護児童対策地域協議会の開催数などが挙げられます。

本市の人口は、引き続き減少傾向である一方、児童相談所における相談対応件数や一時保護の子ども数は増加していることから、代替養育を必要とする子どもについては、ほぼ横ばいと推計し、令和6年度は143人、令和11年度は145人とします。

図表2-13 今後の代替養育の需要数について

(単位 人)

	令和元年度	令和6年度	令和11年度
0歳から2歳	9	14	17
3歳から5歳	19	24	33
6歳から17歳	111	105	95
合計	139	143	145

令和元年度は4月1日現在の人数

## (3) アンケート結果から見えること

- ① 毎日の生活について、多数の子どもが「楽しいこと・頑張っていること」があることから、社会的養護の状況においても生活に楽しみを持つことができている。
- ② 施設での生活について、集団生活から生じる不満や我慢していることがある。  
⇒施設内の小規模化を進め、家庭的要素を維持する。
- ③ 施設から里親等に生活が変わることについて、決まった人と生活ができることを良いと思う反面、現在の生活環境や人間関係が変わることへの不安が大きい。  
⇒同じ場所で長く生活できるよう支援する。
- ④ 希望する進路にできるだけ進めるよう支援する。
- ⑤ 退所後の支援等について、自立して一人で生活することへの不安は大きく、いつでも相談できる場を求めている。

## 第3章 社会的養育推進に関する方向性と取り組み

### 1. 社会的養育の方向性

本計画の基本理念の一つである「家庭養育優先」を推進するため、里親登録数と里親等委託率の増加を目指していますが、もう一つの基本理念である「子どもの最善の利益の実現」のために、子ども一人一人にとって最適な選択ができる環境を整えることも同じく重要です。

また、過度に施設を小規模化させることは、今まで培ってきた施設の組織力と専門性が弱まることが懸念されます。さらに、従来の周知・啓発では里親の登録数がなかなか増えないという課題もあります。

里親・ファミリーホームへの委託を検討するにあたっては、子ども一人一人の特性を十分に見極めることが最も重要であり、現在の代替養育の子どもの状況、里親啓発、里親支援の取り組み、里親・ファミリーホームに委託するまでの過程の状況を鑑みて、里親等委託率について、計画終了となる令和11年度の目標を45%と決めました。

#### (1) 里親等委託の方向性

里親登録数を増やすための啓発については、従来から行っている周知等では、大幅な増加は難しいと考えています。本計画の策定を大きな転機と捉えて、様々な団体や個人に対して重層的な啓発を行い、里親に対する支援については、現在の里親からも強く求められていることから、里親養育包括支援（フォスタリング）業務の児童養護施設等への委託等が必要と考えます。

今後は今まで以上に、市と里親会と児童養護施設等が相互に協力のもと、里親全般への取り組みの強化を図ることとします。

## (2) 児童養護施設等の方向性

児童養護施設等については、独自で福祉型障害児入所施設を有していない本市において、特別な支援を要する子どもが多く<sup>6)</sup>、また、虐待等により行動上や心理的問題を抱える子どもがいることから、早急な小規模化は困難ですが、本計画の基本理念の一つである「家庭養育優先」を推進するため、児童養護施設等での養育を受ける子どもはあ程度減少していくことが想定できます。

これからの児童養護施設等には今まで以上に幅広い社会的養育の領域での活躍をしてもらいたく、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、栄養士等の多職種連携による専門性を発揮し、ケアニーズの高い子どもへの支援の担い手となるとともに、里親養育包括支援（フォスタリング）業務の実施や地域分散化の方向となるファミリーホームの設置検討などを進めていくこととします。

《児童養護施設の方向性》 ※ **新規** 新たに取り組む事業 **拡充** 内容を充実させる事業

- 施設養育
- 里親養育包括支援（フォスタリング）業務の実施 **新規**
- 施設の地域分散化に向けたファミリーホームの設置の具体的検討 **新規**
- 親子再構築支援、家庭復帰後の継続支援 **拡充**
- 退所者への自立支援・アフター・ケアの実施 **新規**

《乳児院の方向性》 ※ **新規** 新たに取り組む事業 **拡充** 内容を充実させる事業

- 施設養育
- 病虚弱等児童対応、乳児の一時保護、一時的な養育支援（ショートステイ）
- 親子再構築支援、家庭復帰後の継続支援 **拡充**
- 里親養育包括支援（フォスタリング）業務の一部実施 **新規**

<sup>6)</sup>児童養護施設における小学生の支援級在籍割合は、横須賀市：32.3%、神奈川県：20.0%（平成30年神奈川県児童福祉施設協議会実態調査）

### (3) 今後の里親等委託率、児童養護施設等の定員等について

令和11年度の代替養育を必要とする子どもの数145人について、里親等委託率を45%とするため、本計画の中期・後期それぞれの最終年度の令和6年度と令和11年度の里親等委託率、児童養護施設等の定員等を以下の通りとします。

図表3-1 里親等委託率の目標値及び児童養護施設等の定員等について

		令和元年度	令和6年度	令和11年度
代替養育数①(②+③)	人	139	143	145
家庭養育数②	人	31	48	66
里親委託子ども	人	18	30	36
ファミリーホーム委託子ども	人	13	18	30
施設養育数③	人	108	95	79
里親等委託率 <sup>7)</sup> ②/①	%	22	33	45

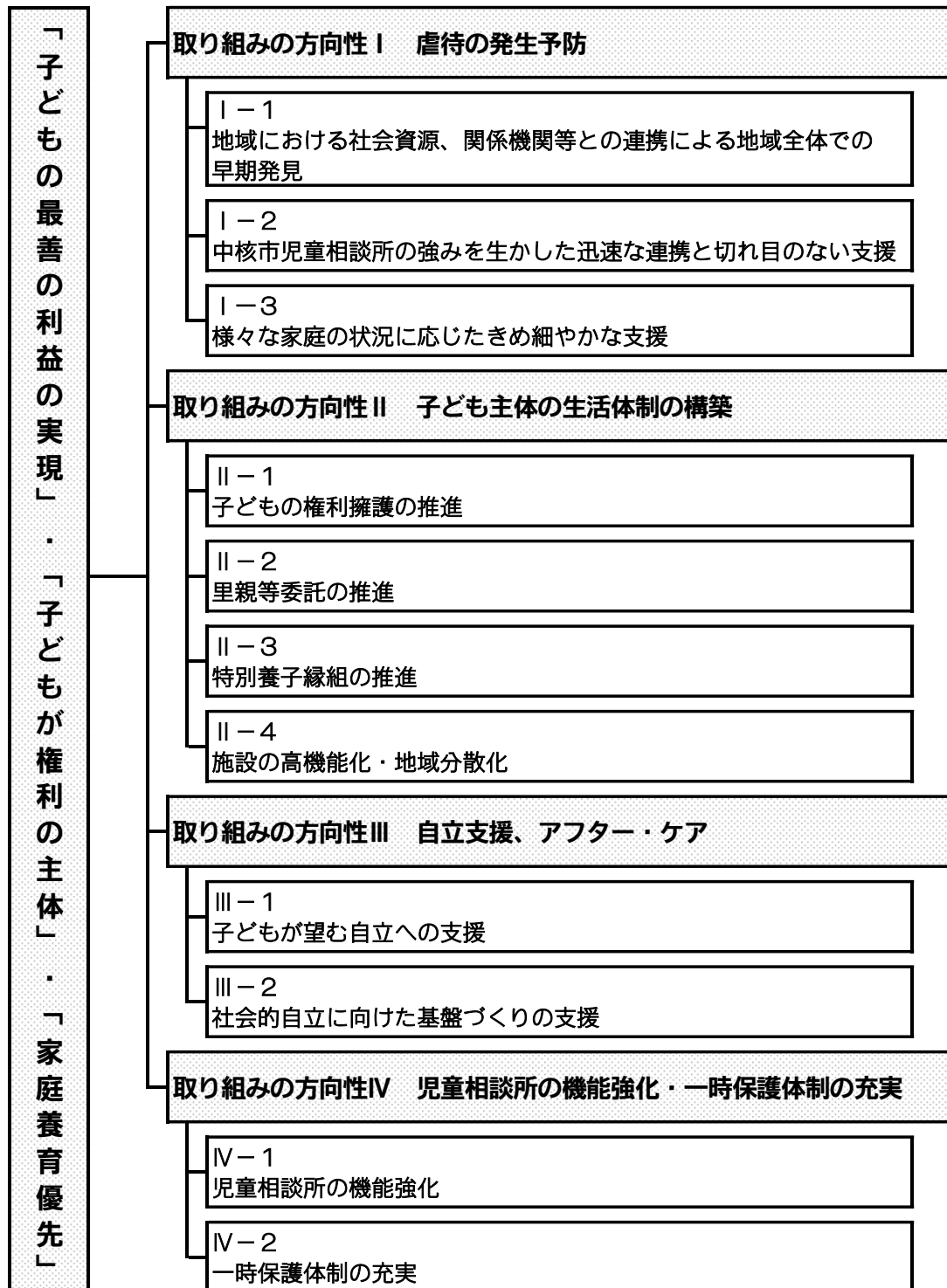
里親登録数	人	29	44	58
ファミリーホーム設置数	か所	2	3	5
児童養護施設等定員	人	126	111	95

令和元年度は4月1日現在の人数

<sup>7)</sup>小数点切り捨て

## 2. 社会的養育推進に向けた取り組み

第1章で掲げた理念を達成するため、子どもへの支援の段階ごとに具体的な取り組みを定めて、施策等を着実に実施していくこととします。

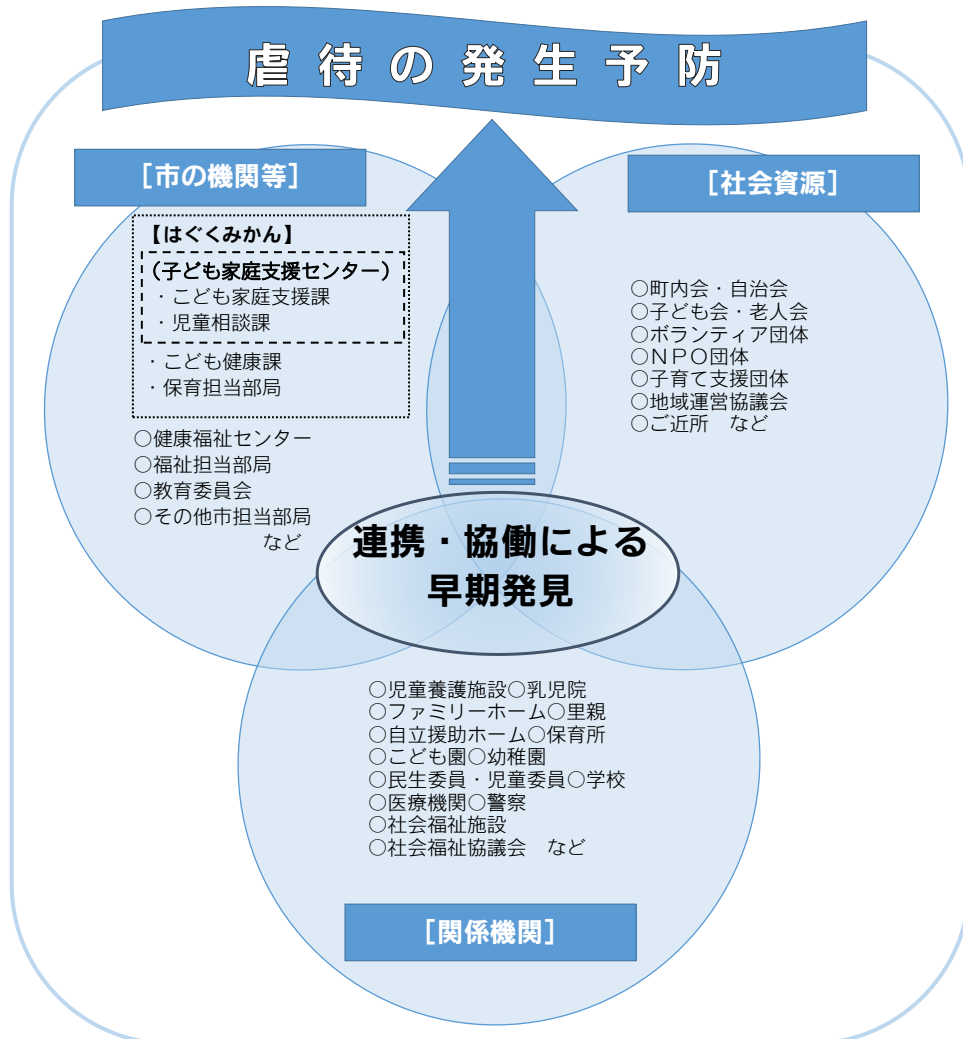


## 取り組みの方向性 I 虐待の発生予防

児童福祉法の改正により、「家庭での養育」が原則であることが明記され、子どもへの支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならない事が裏付けられました。

児童虐待相談対応件数が増加している中で、家庭での養育を継続するために、地域における社会資源・関係機関等と連携し、また、虐待への対応強化のために新設する「こども家庭支援センター」を中心に、子どもに係る関係部局のより一層の連携・切れ目のない支援とともに、福祉担当部局・教育委員会などと更なる連携を図ることで、市全体で虐待の発生予防に取り組んでいきます。

《取り組みのイメージ図》





## 1-1 地域における社会資源、関係機関等との連携による地域全体での早期発見

町内会単位、行政センター単位など、様々な地域単位での見守り活動による気づきや関係機関が把握している支援ニーズは、虐待予防にとって大変貴重なものです。

子どもへの必要な支援の漏れを無くすため、地域の社会資源、関係機関等と連携を図り、虐待が疑われる家庭の早期発見に努めます。

また、虐待防止のための広報・啓発活動を継続的に実施します。

### 主な取り組み

- 児童虐待防止協力体制の整備  
児童相談所が中心となり、保健・福祉・医療関係者、民生委員・児童委員、主任児童委員等との協力体制を構築し、連絡会や研修会を開催することにより、虐待防止の推進を図ります。
- 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催  
児童の福祉に関する活動を行っている者の知識や経験を活用して、支援を必要とする子どもや保護を必要とする子どもへの具体的な対応方針を決めていきます。
- 児童虐待防止推進月間への取り組み  
毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するための広報・啓発活動を行います。

## 1-2 中核市児童相談所の強みを生かした迅速な連携と切れ目のない支援

本市は全国に先駆けて児童相談所を設置した中核市<sup>8)</sup>であり、市全域を一つの児童相談所に対応していること、また、児童相談課・こども家庭支援課(要支援児童担当)・こども健康課(母子保健担当)が同じ「はぐくみかん」内にある強みを生かし、迅速な連携と切れ目のない支援を実施します。

### 主な取り組み

※ **新規** 新たに取り組む事業

- 要支援家庭に対する支援の連携

児童相談課とこども家庭支援課、こども健康課、教育委員会支援教育課が、こども家庭地域対策ネットワーク会議の分科会で、要支援家庭の近況や支援状況について情報共有や進行管理を定期的に行い、連携して個別の状況に応じた適切な支援を行います。

- 妊娠・出産期からの連携

妊娠期から出産・子育て期にかけて包括的で切れ目のない支援を行い、個別ケアが必要と思われる世帯に対しては、必要な支援に繋がります。

- 未就園児世帯等への訪問からの連携 **新規**

子どもの安全が確認できない世帯に家庭訪問を行い、養育環境等に問題がある世帯に対しては、迅速に支援方針を決定します。

<sup>8)</sup>横須賀市・金沢市：平成18年4月設置、明石市：平成31年4月設置

### 1-3 様々な家庭の状況に応じたきめ細やかな支援

支援を要しない家庭から、見守りを要する家庭、さらに積極的な支援を要する家庭まで様々な状況に関わり、また、DV（ドメスティック・バイオレンス）の家庭環境を把握することで、より重篤とならないようきめ細やかな支援を行っていきます。

また、虐待に繋がると思われる家庭状況として、「経済的な困難」と「不安定な就労」が高い割合を示すと言われていることから、子どもの貧困対策は、虐待の発生予防の一部であるとの認識を持ち、支援に取り組みます。

#### 主な取り組み

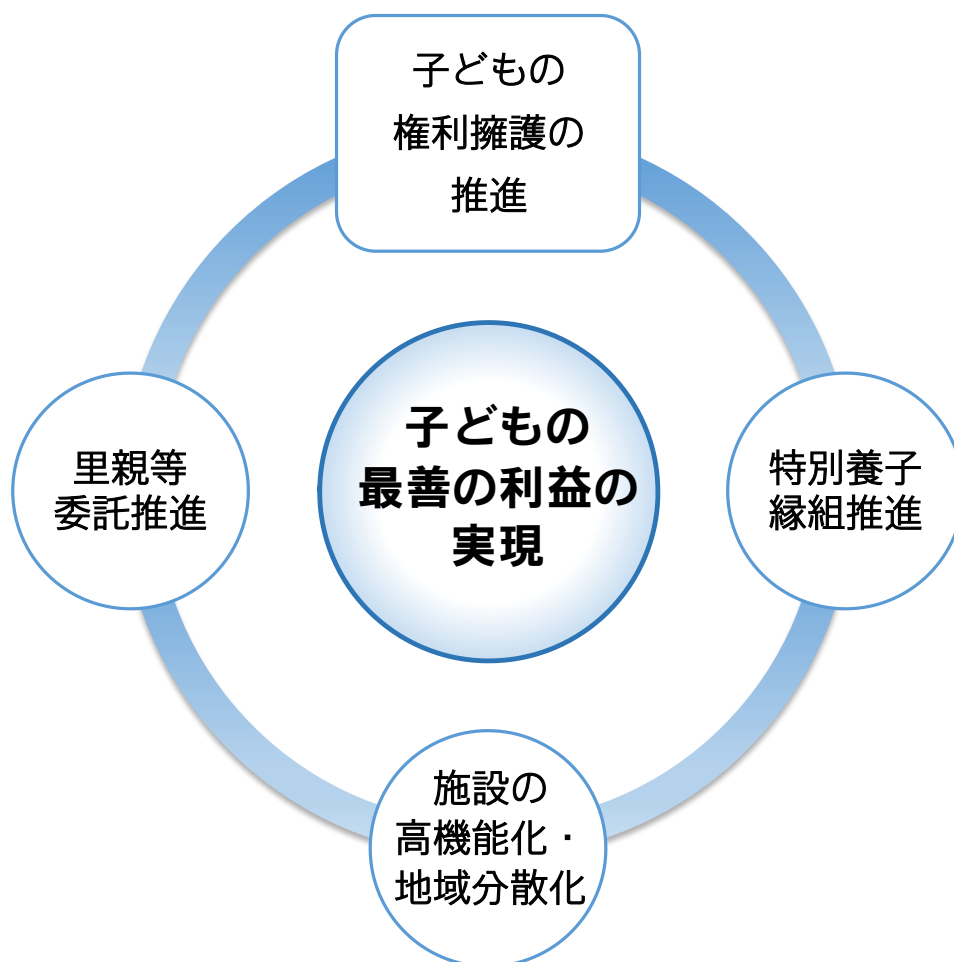
- 子育てホットラインの設置  
子育てに関する悩みや相談について、24時間365日いつでも対応ができる体制を整備します。
- 専門職員による相談体制  
保健師や心理士などの専門職員による各種相談を実施します。
- 一時的な養育支援（ショートステイ）  
疾病や育児不安の家庭を支援するため、乳児院等において一時的な養育ができる環境を整備します。
- 育児支援を必要とする家庭への訪問  
関係機関等において養育支援が必要と判断された家庭に対して、市が積極的に関与し、助産師やヘルパーが訪問支援します。
- メンタルフレンドの派遣  
引きこもり等の子どもに対して、年齢が近く、児童福祉に熱意のある大学生等をその家庭に派遣して、子どもの健全な育成・支援を行います。
- DV被害者支援  
子どもの目の前でのDVは、虐待になることから、DV相談窓口と児童相談所が密接に連携と情報共有を図り、個別の状況に応じた一体的な支援を行います。

## 取り組みの方向性Ⅱ 子ども主体の生活体制の構築

代替養育や一時保護といった社会的養護を受けている状況であっても、「子どもが権利の主体」であることは揺るがないことであり、何より一番に考える必要があります。

「子どもが権利の主体」であることを、社会の誰もが認識する風土を醸成し、「子どもの最善の利益の実現」のために、子ども一人一人にとってベストな選択ができる環境を整えていきます。

《取り組みのイメージ図》



## II-1 子どもの権利擁護の推進

すべての子どもは、年齢及び発達段階に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先され、心身ともに健やかに育成される権利があります。

子ども一人一人の健やかな成長、自由に意見を発すること、集まってグループ活動をすることを保障するとともに、施設職員・養育者への権利擁護に関する研修を実施します。

また、支援にあたっては、外国籍、性的マイノリティといった子どもの多様性を理解し、尊重していきます。

### 主な取り組み

- 「子ども権利ノート」の配布  
施設（里親等）に入所が決まった子ども全員に、自分に権利の主体があることなどを記した「子ども権利ノート」を配布し、その理由をしっかりと説明します。
- 施設内への「意見箱」の設置  
「意見箱」は、子どもが意見・権利を示すことができる重要なものである意識を持ち、設置を実施します。
- 施設内での「子ども会議」の推進  
子ども自らが主体的に意見等を出し合い、取りまとめる「子ども会議」について、その意義等が着実に浸透するような取り組みを行います。
- 施設職員及び養育者への権利擁護に関する研修実施  
施設職員や里親・ファミリーホームの養育者に対して、「子どもの権利」の徹底のための研修を市が主体となって開催します。

## II-2 里親等委託の推進

本市の里親等委託率は、平成29年度末において21.5%であり、全国平均の19.7%<sup>9)</sup>より高くなっています。しかし、本計画の目標値である45%を達成するためには、更なる取組全般の強化が必要です。

児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携して、里親養育包括支援（フォスタリング）として、里親の登録数を増やすための啓発活動、里親登録数の増加による質の低下を招かないための研修、里親への長期にわたる支援を実施します。

また、専門職員の活用、里親会との連携により、里親への支援を充実させます。

**主な取り組み** ※ **新規** 新たに取り組む事業 **拡充** 内容を充実させる事業

- **里親登録数増加への新たな取り組み** **拡充**  
市民フォーラムの開催、市内マスメディアでの周知、市内商業施設での啓発活動など今まで実施していない新たな取り組みを充実させます。
- **里親研修・里親訪問等の実施** **新規**  
児童相談所に加えて、児童養護施設等が連携して、里親向け研修や委託前後の里親への訪問等を実施し、里親を包括的に支援します。
- **専門職員による支援の充実** **拡充**  
児童相談所の里親相談員や専門職員、児童養護施設等の里親支援専門相談員を活用して、里親への全般的な支援を充実させます。
- **里親会との連携**  
里親会の活動を支援するとともに、「里母会」等と連携を図り、里親のより良い養育体制を築いていきます。

<sup>9)</sup>平成31年4月 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課資料

## II-3 特別養子縁組の推進

平成28年の児童福祉法の改正により、特別養子縁組は、永続的解決（パーマネンシー保障）の手段の一つとして位置付けられました。

本市では、平成27年度から先行して、民間あっせん団体との協働による特別養子縁組の推進や、民間あっせん団体に登録している養親が本市の子どもを出来る限り新生児期から養育して愛着関係の構築を図るといった取り組みを実施しています。これらの特徴を生かして、今後も養子縁組里親の登録促進と併せて県内児童相談所と連携し、特別養子縁組の成立数の増加を目指します。

**主な取り組み** ※ **拡充** 内容を充実させる事業

- 民間あっせん機関との協働  
現在連携している4つのあっせん機関の特徴を踏まえ、安全なマッチングを図ります。
- 「思いがけない妊娠」への対応  
「にんしんSOSカード」を市内医療機関等に配布し、特別養子縁組が選択肢の一つとなるよう、周知・啓発を行います。
- 養子縁組里親の周知 **拡充**  
里親登録数増加の取り組みと併せて、養子縁組里親の制度等の周知を図るとともに、登録数の増加を目指します。

## II-4 施設の高機能化・地域分散化

児童養護施設においては、引き続き社会的養護を必要とする子どもの支援全般に取り組んでもらうとともに、施設の地域分散化を検討していきます。

乳児院においては、乳児に特化している専門性のもと、乳児の一時保護や病虚弱等児童の対応全般など、乳児院にしか担えない業務の更なる高機能化を図っていきます。

### 主な取り組み

※ **新規** 新たに取り組む事業 **拡充** 内容を充実させる事業

- 施設の機能強化  
国の基準を上回る職員配置や職員の処遇改善、学習指導講師の派遣など、市独自の補助を実施します。
- 里親啓発・支援の実施 **新規**（再掲）  
里親啓発や里親向け研修等の里親養育包括支援（フォスタリング）業務を実施します。また、施設の里親支援専門相談員を活用して、里親への全般的な支援を充実させます。
- 親子再構築への取り組み **拡充**  
家庭支援専門相談員を配置し、児童養護施設等の子どもの家庭復帰に向けた親子再構築支援を実施します。
- ファミリーホームの設置検討 **新規**  
施設の地域分散化を図るため、ファミリーホームの設置検討を行います。
- 施設、里親・ファミリーホーム退所者への自立支援 **新規**  
18歳を迎えて、施設や里親・ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。



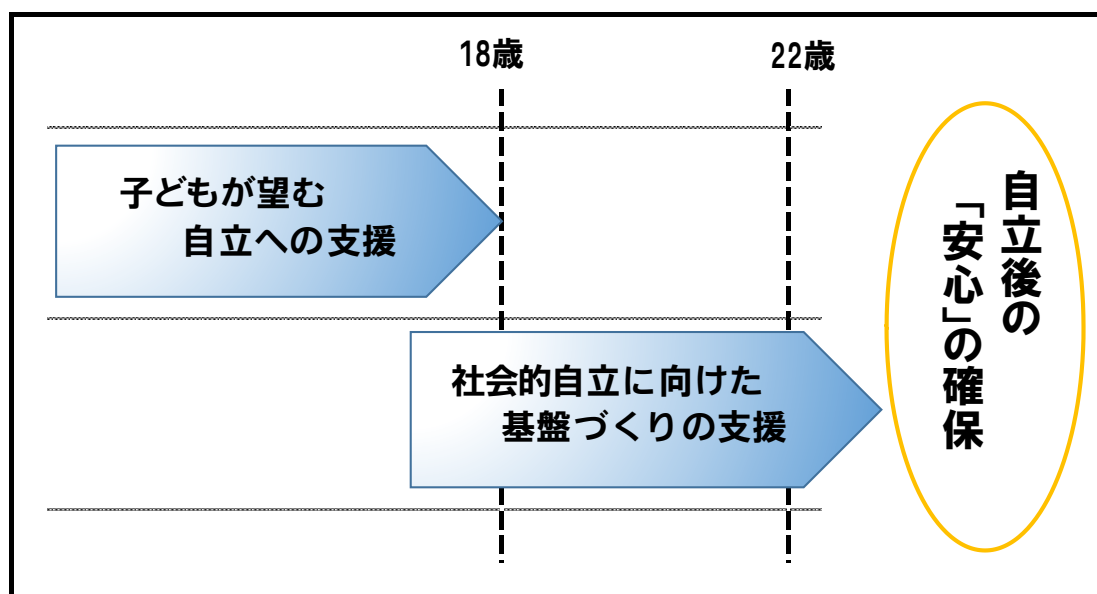
### 取り組みの方向性Ⅲ 自立支援、アフター・ケア

社会的養護の子どもにとって「自立」は精神面・金銭面などにおいて、とてもハードルが高く、簡単には進まないことが多くあります。

また、当初は順調であった自立後の生活でも、些細なことでドロップアウトしてしまう場合があります。

子ども一人一人が望む自立ができる環境を整備し、自立後であっても、いつでも相談ができる場を整え、自立後の「安心」を確保します。

《取り組みのイメージ図》



### III-1 子どもが望む自立への支援

大学等への進学については、アンケート等の結果では、希望と実績との差が出ています。また、就職先について、希望がかなわない現状もあります。

施設等を退所して自立をしなければならないタイミングで、次のステージが進学・就職に関わらず、子ども一人一人が希望する方向にたどり着けるよう支援します。

#### 主な取り組み

- 「地域の架け橋横須賀ステーション」の活用  
社会的養護の子どもが、施設等を退所した後に安定した生活ができるよう、市内の事業者等が協力して、就労や住まい探しを支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」を活用します。
- 施設への職業指導員の配置  
児童養護施設の子どもの希望や適性に応じて、職業選択ができるよう、職業指導員を配置します。
- 学習指導講師の派遣  
児童養護施設の子どもの家庭学習の習慣付けの支援となるよう、学習指導講師を派遣します。
- 学校外での活動の支援  
自立に向けた選択肢の幅が広がるよう、学校外での塾や習い事にかかる費用の一部を補助します。
- 身元保証人の費用補助  
施設長が、退所する子どもの住まい等の身元保証人になる際の負担軽減を減らすため、その費用の補助をします。

### III-2 社会的自立に向けた基盤づくりの支援

市で実施している自立支援の会議の充実、自立援助ホームによる社会的自立の推進、施設養育や里親・ファミリーホームによる養育を受けていた者への引き続きの自立支援全般を担う「自立支援コーディネーター」の配置により、自立後も安心して相談できる体制を整えます。

#### 主な取り組み

※ **新規** 新たに取り組む事業 **拡充** 内容を充実させる事業

- 青少年自立支援関係機関連絡会議の開催  
社会的養護の子どもを含め、社会生活が困難である青少年に対する支援を効果的に実施するために「青少年自立支援関係機関連絡会議」を開催します。
- 自立援助ホームによる自立支援 **拡充**  
主に18歳から20歳までの者に対して、社会に出るまでの中間施設である自立援助ホームで、相談や日常生活上の援助、就労支援により、自立を支援します。また、自立を促進するため、日頃から自立援助ホームが主体となって、児童養護施設、里親・ファミリーホーム、企業等と積極的なネットワーク作りを進めます。
- 自立支援コーディネーターの配置 **新規**（再掲）  
18歳を迎えて、施設や里親・ファミリーホームを退所した後の様々な相談や自立支援を担う「自立支援コーディネーター」を配置します。

## 取り組みの方向性Ⅳ 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実

### Ⅳ－１ 児童相談所の機能強化

本市の児童相談所は、中核市による設置が可能となった平成18年4月に開設し、以来、地域に密着したきめ細かい支援を念頭に、医療・教育・警察等の関係機関と一体となり虐待防止対策全般に取り組んでいます。

令和2年度からは、児童相談課とこども家庭支援課による「こども家庭支援センター」の新設で組織体制を強化し、平成30年12月に国から示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にある職員の配置基準見直しなどを踏まえ、里親支援や保護者支援など社会的養護に係る者への支援の強化など量的拡充・質的向上を図っていきます。

#### 主な取り組み

- 弁護士配置  
法的対応体制強化のため、弁護士を配置し、子どもに関わる様々な法律問題や保護者とのトラブル防止に努めます。
- 精神科医師の配置  
医学的な見地による保護者や職員への助言を行うため、精神科医師を配置します。
- 学識経験者・実務経験者によるスーパーバイズ  
学識経験者による専門的助言の体制強化を図り、ケースワークにおける効率的・効果的な対応を行います。
- 児童相談所職員の充実  
児童福祉司・児童心理司の適切な配置を行い、ケースワークとカウンセリングの充実を図ります。

## IV-2 一時保護体制の充実

一時保護所は、子どもの最善の利益を守るため、安心感と安全を提供する場であることが必須です。利用する子どもと保護者のニーズなどをしっかりと整理し、職員全員が連携の上、適切なアセスメントを行います。

本市の一時保護所は、平成20年度に竣工した比較的新しい施設（定員25人）であることから、当面は現状の職員体制、シェルター機能を維持しながら、子どもの安心・安全な環境を常に整備し、国の「一時保護ガイドライン」をもとに適切な支援を行います。

### 主な取り組み

- 一時保護所のしおりの作成  
子どものためのしおりを作成し、一時保護所内のルールや権利が侵害された時の解決方法等を子どもの年齢に応じて説明します。
- 一時保護ガイドラインの徹底  
職員研修により、一時保護ガイドラインの内容を職員へ徹底します。
- 関係機関との連携  
触法少年等の一時保護の対応方法について、警察等と検討を図ります。
- 里親への一時保護の拡大  
一時保護所の生活では通学・外出が難しい状況であることから、通学が必要な子どものために、一時保護委託が可能な里親の確保に努めます。

## 第4章 計画の進行管理等

### 1. 評価指標

	令和元年度	令和6年度	令和11年度
里親登録数	29人	44人	58人
ファミリーホーム設置数	2か所	3か所	5か所
里親等委託率	22%	33%	45%
特別養子縁組成立数（累計）	11人	15人	18人
里親啓発フォーラム	0回	1回（毎年度）	1回（毎年度）
市内商業施設での里親啓発	0回	1回（毎年度）	1回（毎年度）
里親養育包括支援（フォスタリング）業務の委託	-	啓発事業の委託	啓発事業・研修事業の委託
自立支援コーディネーターの配置	0か所	1か所	1か所

令和元年度は4月1日現在の人数

### 2. 進行管理

評価指標等に基づき、毎年度進行管理を行うとともに、国の動向を踏まえ、5年後の後期計画で見直しを図ります。

## 資料編

### 1 社会的養育推進計画策定体制

#### (1) 社会的養護推進計画策定検討部会審議経過

回数	開催日	主な議事
平成 30 年度		
第 1 回	平成 30 年 7 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀市社会的養護推進計画について</li> <li>・新しい社会的養育ビジョン等について</li> </ul>
第 2 回	平成 30 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）横須賀市社会的養育推進計画の骨子について</li> </ul>
第 3 回	平成 31 年 3 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀市社会的養育推進計画の概要について</li> <li>・社会的養育に関するアンケート調査について</li> </ul>
令和元年度		
第 4 回	令和元年 5 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀市社会的養育推進計画の概要について</li> <li>・里親等委託率について</li> </ul>
第 5 回	令和元年 8 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親等委託率について</li> <li>・社会的養育に関するアンケート調査報告について</li> <li>・横須賀市社会的養育推進計画の概要について</li> </ul>
第 6 回	令和元年 10 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀市社会的養育推進計画素案について</li> </ul>
第 7 回	令和 2 年 1 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀市社会的養育推進計画案について</li> </ul>

#### (2) 社会的養護推進計画策定検討部会構成員

(敬称略)

		氏 名	団体・組織等
1	部会長	岸川 洋治	社会福祉法人横須賀基督教社会館館長
2	副部会長	澁谷 昌史	関東学院大学社会学部現代社会学科教授
3	委員	飯島 奈津子	弁護士
4		児山 秀一	春光学園施設長
5		芝 太郎	しらかばベビーホーム施設長
6		谷 英明	横須賀市里親会
7		檜山 直春	横須賀市民生委員児童委員協議会主任児童委員

### (3) 児童福祉審議会条例

(平成 17 年 3 月 31 日条例第 4 号)

児童福祉審議会条例をここに公布する。

児童福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 45 条の 3 第 4 項の規定に基づく児童福祉に関する審議会、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する審議会並びに子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づく子ども・子育て支援に関する審議会としての調査審議等を行うため、本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、横須賀市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 26 条例 35・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人 28 人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 25 条例 57・全改、平 29 条例 8・一部改正)

(臨時委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、第 1 項に係る事案の調査期間とする。

(平 25 条例 57・追加)

(委員長等)

第 4 条 審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 25 条例 57・旧第 3 条線下・一部改正)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 25 条例 57・旧第 4 条線下)

(委員以外の者の出席)

第 6 条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平 25 条例 57・追加)



(専門分科会)

第7条 審議会に、専門的な事項を検討するため、次の各号に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 措置分科会
- (2) 子ども育成分科会
- (3) 子ども人権審査分科会
- (4) 児童虐待検証分科会
- (5) 事件・事故検証分科会
- (6) 子ども・子育て分科会

2 専門分科会の委員は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって充てる。

3 審議会は、専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって審議会の決議とする。

(平 25 条例 57・旧第 5 条線下・一部改正)

(専門分科会会長等)

第8条 専門分科会に専門分科会会長及び副専門分科会会長を置く。

2 専門分科会会長は、専門分科会の委員の互選により選出し、副専門分科会会長は、専門分科会会長が指名する専門分科会の委員をもって充てる。

3 専門分科会会長は、専門分科会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条の規定は、専門分科会会長の職務及び専門分科会の会議について準用する。

(平 25 条例 57・旧第 6 条線下・一部改正)

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平 25 条例 57・旧第 8 条線下)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 26 日条例第 57 号)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 改正後の児童福祉審議会条例第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に新たに委嘱された委員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月 24 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日条例第 8 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### (4) 社会的養護推進計画策定検討部会細則

(目的)

第1条 「横須賀市社会的養護推進計画」について、平成30年1月31日、第23回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 資料1の「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」にある「都道府県計画の記載事項」に基づく検討を行い、「横須賀市社会的養護推進計画」を策定(見直し)するため、横須賀市児童福祉審議会子ども・子育て分科会(以下「分科会」という。)に社会的養護推進計画策定検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討部会は、分科会長が指名する分科会委員及び臨時委員7名以内をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、検討部会の委員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する部会の委員をもって充てる。

3 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討部会の会議は部会長が招集する。

2 検討部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴)

第5条 検討部会の傍聴については、横須賀市児童福祉審議会の会議の傍聴に関する実施要領の規定を準用する。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、こども育成部こども施設課において行う。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、検討部会の同意を得て部会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この細則は、平成30年6月28日から施行する。

(この細則の失効)

2 この細則は、平成32年3月31日限り、効力を失う。

## 2. パブリック・コメント手続の結果概要

公募期間	令和元年 12 月 6 日（金） から 12 月 27 日（金）
意見件数	意見はありませんでした。

### 3. 用語集

#### (1) 全般

用語	説明
アドボカシー	権利擁護。弱い立場にある人の生命や権利、利益を擁護して代弁すること。
家庭養育	家庭での養育。また、家庭における養育が困難の場合、養子縁組や家庭と同様の環境で養育する里親・ファミリーホームでの生活のこと。
家庭的養育	小規模な生活単位での養育により家庭的な環境で養育すること。具体的には地域小規模児童養護施設や分園型グループケアで行う養育を指す。なお、小規模な生活単位は4名以下が望ましく、最大6名までである。 ※施設内でのユニットケアは家庭的環境とみなさない。
グループホーム	上記家庭的養育を行う施設形態。 具体的には地域小規模児童養護施設や分園型グループケアを指す。
子ども権利ノート	子どもの権利について、子どもが理解できるよう平易な文章で説明した冊子。子どもを一時保護または施設への入所、里親への委託をしたときに子どもに対して配布する。
社会的養育	社会が保護者（家庭）とともに、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子どもの、胎児期から自立までの養育すべてについて責任を持ち、支援すること。
社会的養護	児童の成長発達のために、行政機関がサービスの開始と終了に関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態。また、様々な事情により実親と子供を分離した後の代替養育を公的に保障し、サービスを提供する場合は措置・契約問わず社会的養護に含む。（自立援助ホームや、保護者との契約で入所している障害児施設やショートステイも社会的養護に含める。）
代替養育	社会的養護のうち、保護者と分離し、施設や里親による養育を行うこと。
パーマネンシー保障	永続的な人間関係や生活の場を保障するという意味。 代替養育が一時的な解決とするものに対し、養子縁組・特別養子縁組を永続的解決（パーマネンシー保障）するものとしている。
フォスタリング	子どもにとって質の高い里親委託がなされるための里親のリクルート・登録から子どもの委託・措置解除に至るまでの過程、委託後の里親養育の一連の包括的業務をフォスタリング業務と呼ぶ。

## (2) 施設種別

用語	説明
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童等、環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
児童自立支援施設	犯罪等の非行をした、またはするおそれのある児童や家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する施設。多くは児童相談所の措置によるものであるが、家庭裁判所での審判の結果、保護処分として送致される場合もある。
乳児院	様々な事情により家庭での養育が困難である乳児を入所させて養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。原則として1歳児未満の乳児を主に養育するが、必要がある場合には小学校以前の幼児も養育することができる。
ファミリーホーム	小規模住居型児童養育事業。保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、家庭における養育環境と同様の養育環境において子どもの養育を行う。1ホームの児童定員は5～6人。平成29年4月1日適用の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、養育者は養育里親または専門里親に登録されていることが望ましいと明記された。
自立援助ホーム	児童自立生活援助事業。義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより社会的自立の促進に寄与することを目的とする。
福祉型障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。なお、これらの福祉サービスと併せて治療を行う施設を「医療型障害児入所施設」という。

### (3) 里親種別

用 語	説 明
養育里親	様々な事情により家庭での養育が困難である児童を一定期間養育する里親。実親の元で暮らすことができるようになるまでの短期間や、成人になるまでの長期間等、ニーズに応じた多様な委託を担っている。
専門里親	虐待された児童や非行等の問題を有する児童、身体障害児や知的障害児等一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親。難しい養育を担うため、養育里親の経験が3年以上であること、専門的な研修を受けること等の条件がある。
親族里親	児童の両親やその児童を監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより養育ができない場合に、扶養義務者である親族に委託し、養育をする里親。
養子縁組里親	保護者のない児童や家庭での養育が困難で、実親が親権を放棄する意思が明確な場合の養子縁組を前提とした里親。児童が6歳未満の場合は特別養子縁組制度により、裁判所の審判により、実子扱いでの入籍が可能になる。